

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 31 日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 皿 海 光 歩

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 19 日から 令和 8 年 8 月 27 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 3 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 31 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後 5 時までです。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	10, 460, 000 8, 368, 000	一括	2, 092, 000	42, 475	12, 566
1	3, 920, 000				
2	6, 540, 000				



物 件 目 録

1 所 在 堺市北区南花田町

地 番 570番5

地 目 宅地

地 積 100.11平方メートル

共有者 A 持分116分の13

共有者 B 持分116分の13

共有者 C 持分116分の90

2 所 在 堺市北区南花田町570番地5

家屋 番号 570番5

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 49.68平方メートル
2階 46.37平方メートル

共有者 A 持分8分の1

共有者 B 持分8分の1

共有者 C 持分8分の6



物 件 明 細 書

令和 8年 6月 3日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 皿 海 光 歩

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 堺市北区南花田町
- 地 番 570番5
- 地 目 宅地
- 地 積 100.11平方メートル
- 共有者 A 持分116分の13
共有者 B 持分116分の13
共有者 C 持分116分の90
- 2 所 在 堺市北区南花田町570番地5
- 家屋 番号 570番5
- 種 類 居宅
- 構 造 木造スレート葺2階建
- 床 面 積 1階 49.68平方メートル
2階 46.37平方メートル
- 共有者 A 持分8分の1
共有者 B 持分8分の1
共有者 C 持分8分の6



令和 7年(ケ)第 166号
令和 8年 1月29日受理
令和 年 月 日提出
8.3.10

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部

執行官 峯 畑 仁 彰

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 堺市北区南花田町

地 番 570番5

地 目 宅地

地 積 100.11平方メートル

共有者 A 持分116分の13

共有者 B 持分116分の13

共有者 C 持分116分の90

2 所 在 堺市北区南花田町570番地5

家屋 番号 570番5

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 49.68平方メートル
2階 46.37平方メートル

共有者 A 持分8分の1

共有者 B 持分8分の1

共有者 C 持分8分の6



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	堺市北区南花田町570番地5		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 Cの姓（漢字）
- (2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を適宜概測したところ、形状は概ね建物図面（各階平面図）のとおりであると思われるが、境界標を確認することが出来なかった部分もあり、正確には専門家による測量を要する。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地となっている。
- (3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である。
- (4) 目的土地は、571-1及び571-4に比して約0.8m高い。
- (5) 目的土地上の樹木の枝葉が、570-6の土地に越境している可能性がある。
- (6) 目的土地上には、Cが使用者として登録されている軽自動車が存在する。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には、冷蔵庫、洗濯機、テレビ等の家財道具、日常生活用品等の動産が存在する。
- (4) 目的建物1階及び階段の壁には大きな穴があいている。目的建物内は、動産が多く置かれており、リビングの床の形状及び2階東側の部屋の床の形状を確認することが出来なかった。また、それ以外の部屋や廊下の床の状態も、同様の理由から、確認することが出来なかった。目的建物内ではたばこのにおいが感じられた。
- (5) 目的建物は経年以上の劣化、損耗が認められる。

4 その他の状況について

- (1) 当職は、令和8年2月6日、A及びB宛に照会文書を送付したが、同人らからは回答がない。
- (2) 当職は、令和8年2月6日、目的建物を訪問し、照会文書を投函したが、回答はない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8 年 2 月 6 日	執行官室	照会文書送付 (A 及び B 宛)
8 年 2 月 6 日 9 : 15 - 9 : 30	物件所在地	物件及び占有確認、照会文書投函
8 年 2 月 1 7 日 14 : 55 - 15 : 00	大阪法務局堺支局	公図等調査
8 年 2 月 1 7 日 15 : 10 - 15 : 20	堺市役所	道路等調査
8 年 2 月 1 8 日 9 : 05 - 9 : 15	堺市税事務所	課税台帳調査
8 年 2 月 1 8 日 13 : 55 - 14 : 05	物件所在地	在宅要請文書投函
8 年 2 月 1 9 日 14 : 10 - 15 : 00	物件所在地	立入調査 (評価人帯同)
8 年 2 月 2 0 日	執行官室	照会文書送付 (軽自動車検査協会)
年 月 日 : - :		
(特記事項) ■ 令和 8 年 2 月 1 9 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和 8 年 2 月 1 9 日 目的物件は不在であったため、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 □		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

登記年月日 平成9年11月8日

各階平面図

建物図面

登録番号 570番5 5316667

建物の所在 堺市南区花田町570番地5

堺市北区

9/18

1階
面積表
 $7.28 \times 5.46 = 39.7488$
 $3.64 \times 2.73 = 9.9372$
計 49.6860

床面積 49.68 m²

2階
面積表
 $3.64 \times 4.55 = 16.5620$
 $3.64 \times 5.46 = 19.8744$
 $3.64 \times 2.73 = 9.9372$
計 46.3736

床面積 46.37 m²

A4判に縮小

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

製作者

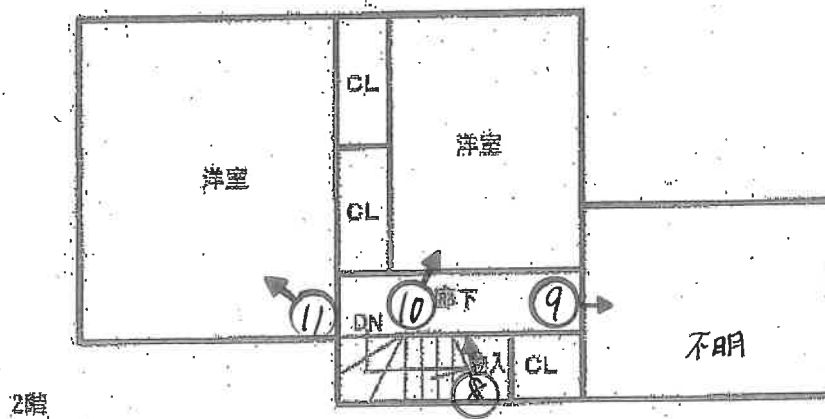
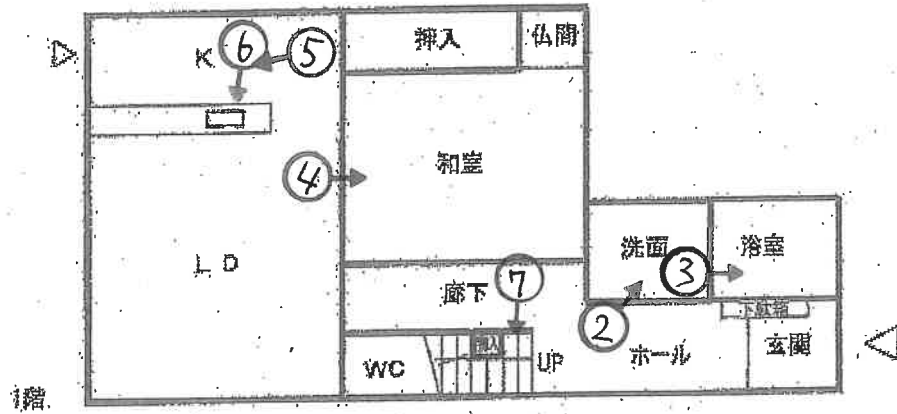
これは図面に記録されている内容を証明する図面である

(大阪法務局堺支庁管轄)

令和7年11月17日

東京法務局中野出張所

間取略図



① 目的建物



②



③



④



(9 枚目)

⑤



⑥



(10 枚目)

⑦壁の穴



⑧壁の穴



⑨



⑩



(12 枚目)

⑪



(13 枚目)

令和7年（ケ）第166号
令和8年2月19日 現地調査
令和8年3月19日 評 価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評 価 書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

高 橋 智 美

第1 評価額

一 括 価 格			
金 10,460,000 円			
内 訳 価 格			
物件 1	金	3,920,000	円
物件 2	金	6,540,000	円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
番 号	特 記 事 項		
1、2	・物件1(以下「目的土地」)について、法務局に備え付けられている地積測量図を基に概測した結果、形状・地積は地積測量図と概ね一致した。但し、境界標が確認できなかった箇所もあるので、正確には専門家による測量を要する。 ・目的土地は物件2(以下「目的建物」)の敷地として利用されている。 ・目的土地の西側には用悪水路があり、用悪水路は目的土地より約0.8m低い。 ・目的土地の北東部分にカーポートがある。 ・目的建物北西部分に簡易な物置(動産)が存した。 ・目的土地の北側及び南側に存する樹木の枝が、それぞれの隣接地に空中で越境している。 ・北側隣接地上の建物から延びる電線が目的土地に空中で越境している。 ・物件2(以下「目的建物」)から延びる電線が南側隣接地に空中で越境している可能性がある。 ・その他現況調査報告書のとおり。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	大阪メトロ御堂筋線「新金岡」駅 北東方 道路距離 約1.5km (別添「位置図」参照) 最寄バス停「南花田町」停留所 南東方 道路距離 約670m		
付 近 の 状 況	戸建住宅、共同住宅が建ち並ぶ中に事業所も見られる住宅地域。地域に特段の変動要因はなく、現状を維持するものと思料する。		
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等 の個別的な規制を考慮しない 一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域	
		南東方府道我堂金岡線の 官民境界より25m超	南東方府道我堂金岡線の 官民境界より25m以内
	用 途 地 域	第1種住居地域	近隣商業地域
	建 ぺ い 率 ※	60%	80%
	容 積 率 ※	200%	300%
	防 火 規 制	準防火地域	準防火地域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域	
画 地 条 件	規 模	100.11㎡	
	形 状	ほぼ整形	
	間 口 ・ 奥 行	間口約3m(東側)、奥行約15m(北側)	
	高 低 差 等	前頁特記事項参照	
接面道路の状況	東 側	幅員約5.7m舗装市道(法42-1-1号道路)に概ね等高に 接面。	
	接 道 状 況	行き止まり	
土地の利用状況等	現 況	居宅の敷地	
	東 側	道路	
	西 側	(用悪水路を介在して)駐車場	
	南 側	一般住宅	
	北 側	一般住宅	
供給処理施設	上 水 道	あり	
	ガ ス 配 管	あり	
	下 水 道	あり(処理区域内)	
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土 壌 汚 染 等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、土地の閉鎖登記簿、昭和52年の住宅地図による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。なお土壌汚染の有無、内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。		
特 記 事 項	※目的土地は主に第一種住居地域(60/200)に指定されているが、南東部分の一部(全体面積の約20%、机上測量による)は近隣商業地域(80/300)に指定されている。目的土地の指定建ぺい率及び指定容積率は机上測量による割合に基づく以下のとおりである。 ○建ぺい率 建ぺい率60%×0.8 + 建ぺい率80%×0.2 = 64% ○容積率 容積率200%×0.8 + 容積率300%×0.2 = 220%		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存等 耐用年数等	建築年月日 （登記記載）平成8年11月20日 新築 経過年数 約29 年 経済的残存耐用年数 約6 年	
仕 様	構 造 木造 屋 根 スレート葺 外 壁 リシン吹付等 内 壁 クロス、合板等 天 井 クロス等 床 畳、合板等 設 備 電気、給排水設備、衛生等 そ の 他 —	
床面積（現況）	延 96.05㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階 層 2階建 現況用途 居宅 間 取 り 4LDK	
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	所有者が住居として使用している。	
特 記 事 項	・室内は生活用品やゴミ等が山のように積み上がり、床や壁、収納の中等について状態が確認できなかった部分が多くある。 ・室内はタバコ臭があり全体的に壁紙が黄ばんでいた。壁クロスに剥がれや落書きが、階段の壁に数箇所の穴が、風呂の浴槽に汚れが見受けられた。 ・目的建物は築後約29年が経過しているが、維持管理の状態に劣り経年以上の劣化が認められる。 ・目的建物の玄関部分にプラスチック製の雨除けの屋根が存する。 ・建築計画概要書あり、完了検査あり。 ・目的建物の建築時期・構造・用途等により、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。 ・その他現況調査報告書のとおり。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土 地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	138,000	1.00	100.11	0.90	12,434,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 堺北(府)ー2

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $145,000 \text{ 円/㎡} \times 101/100 \times 100/100 \times 100/106 \div 138,000 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正:公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差:	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	1.01	1.00	1.05	1.00	1.06

幅員-2
系統・連続性+3

イ 個別格差:	接面・方位	環境	高低差	その他	総合(相乗積)
	1.02	1.00	1.00	0.98	1.00

方位

間口狭小

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮し、-10%が適切と判断した。

② 物件2 (建 物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
2	200,000	96.05	0.13	2,497,000

ウ 現価率

経過年数 約29年

経済的残存耐用年数 約6年

観察減価 40%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = {残価率5% + (1-0.05) × 経済的残存耐用年数6年 / (経過年数29年 + 経済的残存耐用年数6年)} × (1-0.4) = 0.13

※観察減価は保守管理の状態に劣る中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ(ア×イ)
1	12,434,000	0.55	法定地上権	6,839,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ[(ア+イ)×ウ×エ×オーカ]
1	12,434,000	-6,839,000		1.00	0.70		3,920,000
2	2,497,000	+6,839,000	1.00	1.00	0.70	0	6,540,000
一括価格 (合計)							10,460,000

ウ 占有減価
本件の場合不要。

エ 市場性修正
本件の場合不要。

オ 競売市場修正
第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他控除減価(敷金等)
本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価調査 堺北(府)－2

所 在 : 堺市北区南花田町210番4
価 格 : 145,000円／㎡
位 置 : 大阪メトロ御堂筋線「北花田」駅 南東方 約1.5km(道路距離)
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 165㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接 面 街 路 : 北4m市道
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)、準防火地域
地 域 の 概 要 : 中小規模一般住宅に店舗併用住宅も見られる住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1	6,929,213 円
物件2	1,879,102 円

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図(写)
- 3 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 間取略図

以 上

物 件 目 録

1 所 在 堺市北区南花田町

地 番 570番5

地 目 宅地

地 積 100.11平方メートル

共有者 A 持分116分の13

共有者 B 持分116分の13

共有者 C 持分116分の90

2 所 在 堺市北区南花田町570番地5

家屋 番号 570番5

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 49.68平方メートル

2階 46.37平方メートル

共有者 A 持分8分の1

共有者 B 持分8分の1

共有者 C 持分8分の6

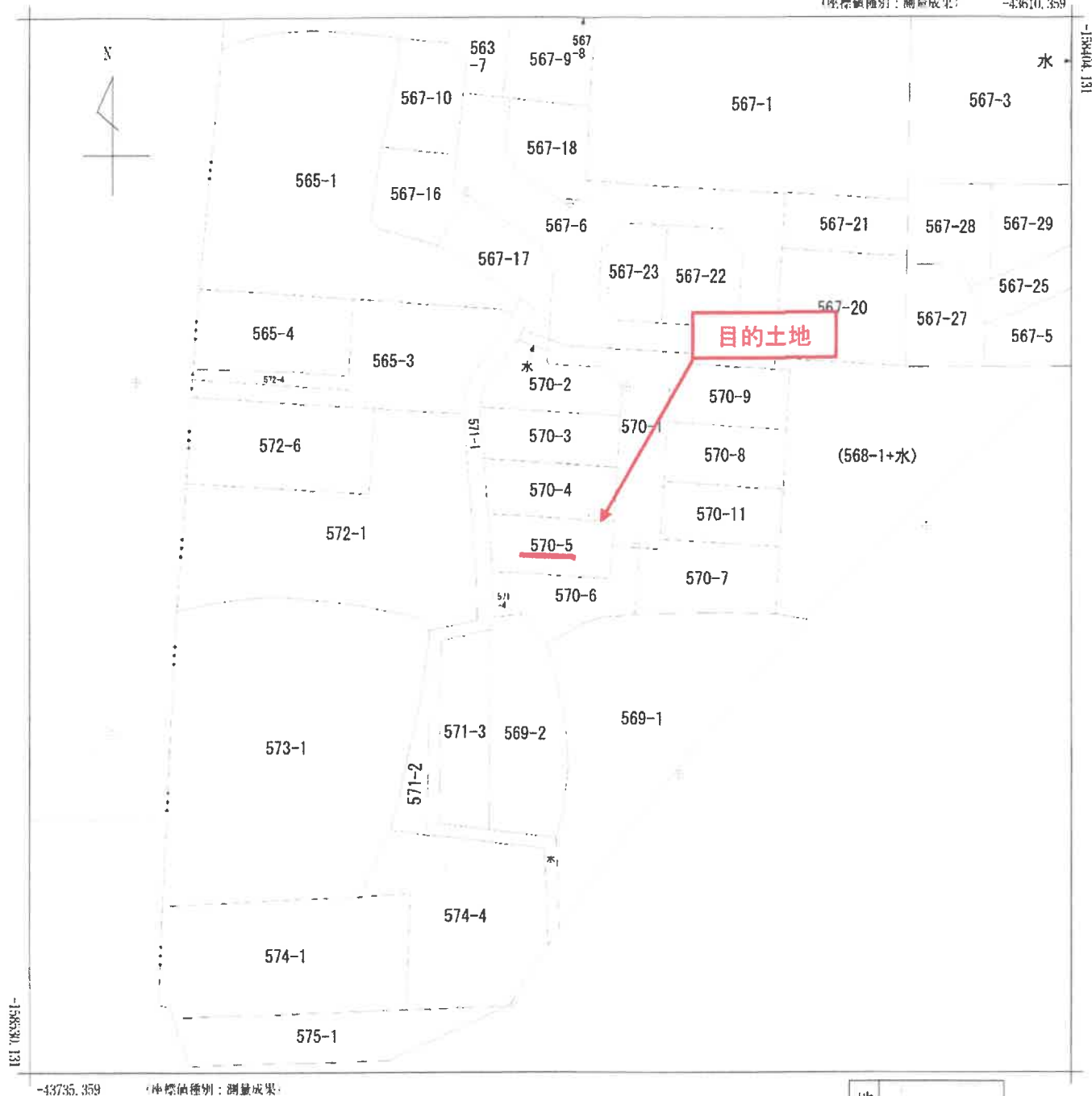


位置図



(座標値種別：測量成果)

-43610.359



-43735.359

(座標値種別：測量成果)

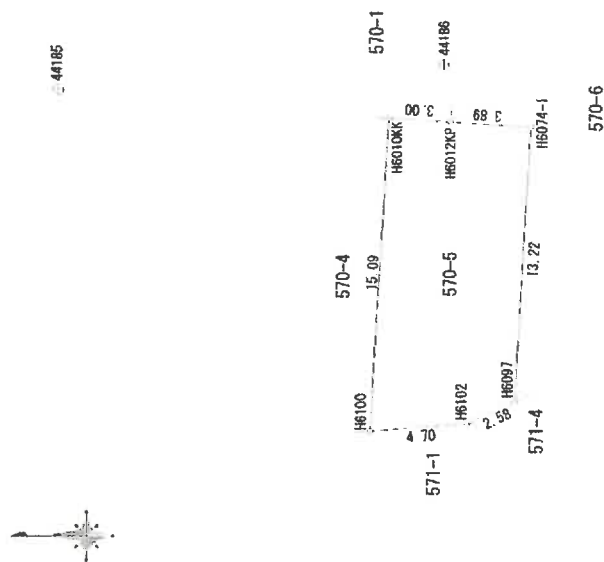
地番区域見出

南花田町

請求部	所在	堺市北区南花田町				地番	570番5			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成年月	令和6年1月31日				備付年月日(原図)	令和6年2月9日		補記事項		

地番 570-5

土地の所在
堺市北区南花田町



求積表

地 點	番 品	標 號	X	Y	迎 景
	H6010K	模印	-158464.161	-43665.324	3.00
	H6012K	金屬標	-158467.159	-43665.517	3.89
	H6014-1		-158471.047	-43665.761	13.22
	H6037		-158470.249	-43678.965	2.58
	H5102		-158467.909	-43680.055	4.70
	H6100		-158463.215	-43680.394	15.08
德面	預			-200.226344	
地	預			100.1131720	
				100.11	m

測点	X	Y	標高	橋戸体数
44114	-158426.200	-43670.705	44114標高点 高	0.999923
44115	-158448.141	-43663.830	44115標高点 高	0.999923
44116	-158466.823	-43662.767	44116標高点 高	0.999923

測量年月日 令和5年 9月28日

作者

(令和6年1月20日作成)

計画機關
大阪法務局
不動産登記法第14条第1項地図作成作業

縮尺 1/250

A4 判に縮小

登記年月日：平成9年1月18日

各階平面図

建物図面

5316657

570番5

家屋番号

堺市南花田町570番地5

建物の所在

堺市北区

築年数

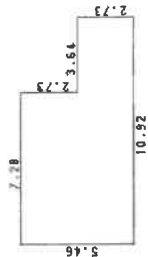
9.1.8

1階

求積表

7.28	×	5.46	=	39.7488
3.64	×	2.73	=	9.9372
計				49.6860

床面積 49.68 m²

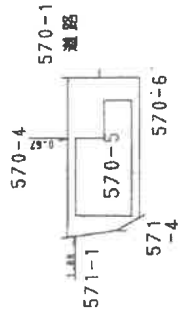
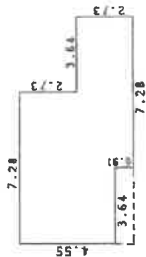


2階

求積表

3.64	×	4.55	=	16.5620
3.64	×	5.46	=	19.8744
3.64	×	2.73	=	9.9372
計				46.3736

床面積 46.37 m²



測量士

平成9年1月18日作製

縮尺 1/250

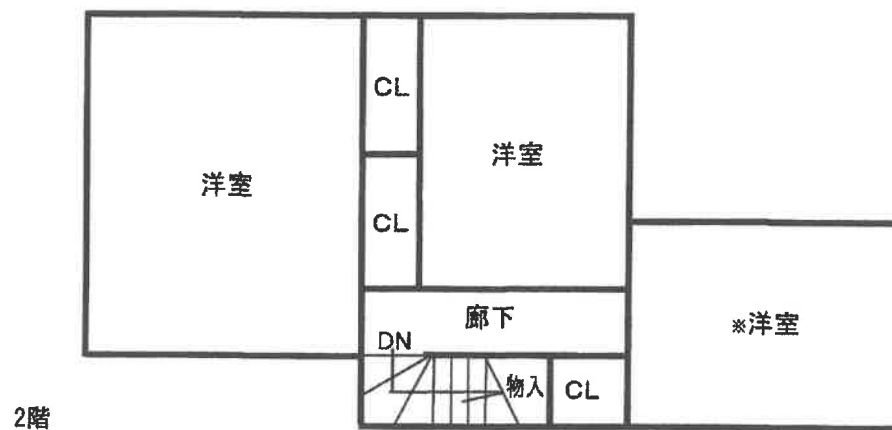
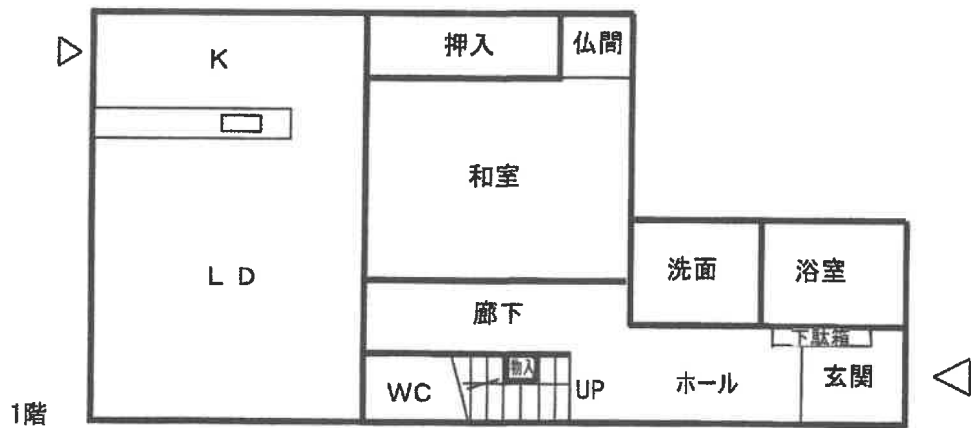
申請人

縮尺

1/500

A4判に縮小

圖略取間



※未確認